

函館市北海道営土地改良事業分担金等徴収条例取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、函館市北海道営土地改良事業分担金等徴収条例（平成2年函館市条例第9号。以下「条例」という。）に基づく北海道営土地改良事業（以下「道営事業」という。）の分担金および特別徴収金の徴収に関し必要な事項を定めるものとする。

(分担金を徴収する場合)

第2条 条例第1条の分担金を徴収する場合は、道営事業の施行により、当該道営事業の施行に係る地域内にある条例第3条に規定する者に係る土地につき当該道営事業に係る工事費用（以下「事業費」という。）が支出される場合とする。

第3条 条例第2条第1項の市長が定める分担金の額は、事業費から当該事業費に係る国庫補助金の額および道費負担額を減じた額に、当該道営事業の施行に係る条例第3条に規定する者それぞれの分担金の徴収に係る土地の面積の当該道営事業の分担金の徴収に係る土地の総面積に対する割合を乗じて得た額とする。但し、他の算定方法によることが適当と認められる場合はこの限りではない。

2 条例第2条第2項の市長が定める分担金の基準は、当該道営事業の施行申請の際の地元負担率とする。

(特別徴収金)

第4条 条例第4条第1項の知事が指定した道営事業は、北海道営土地改良事業分担金徴収条例第2条第2項の規定により指定する事業及び同条例第3条第2項の規定により指定する面積（昭和45年1月10日北海道告示第137号）に規定する事業をいう。

2 条例第4条第2項の市長が定める額は、土地改良事業の受益地の転用に伴う補助金返還措置の取扱いについて（北海道農地開拓部長、農務部長から支庁長あて昭和44年7月4日付け開総第561号）1（1）に定める額に市が負担した額を加えた額とする。

(賦課および徴収の時期)

第 5 条 条例第 5 条第 1 項の市長が定める賦課および徴収の時期は、次のとおりとする。(1) 分担金については、当該分担金の徴収に係る事業費が確定した後速やかに賦課するものとし、その納入期限は、当該年度の末日とする。

(2) 特別徴収金については、当該特別徴収金を徴収すべき事由が生じた後速やかに賦課するものとし、その納入期限は当該特別徴収金にかかる納入通知書に定める日とする。

(補則)

第 6 条 この要領に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附則

この要領は、平成 4 年 8 月 1 日から施行する。